



目 次

規 則	ペー	ジ
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1	
告 示		
○道路の区域変更 (道 路 課)	1	
○道路の供用開始 (")	1	
公 告		
○平成27年度前期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	1	
○平成27年度随時実施技能検定試験の実施 (")	4	
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	5	
○換地処分公告 (農業基盤課)	5	
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(伐倒及び薬剤による防除) (木材増産推進課)	5	
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除) (")	6	

規 則

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成20年高知県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第2条第1項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条第2項中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第

3条」に改め、同条第3項中「に掲げるとおり」を「に定めるとおり」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市足摺岬字燈妙典175番1から土佐清水市足摺岬字瀧ノ空213番1まで	前	16.0 }	137
	後	40.5	
土佐清水市足摺岬字燈妙典175番1から土佐清水市足摺岬字瀧ノ空213番二まで	後	7.8 }	137
		26.0	

高知県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南国インター
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

南国市上末松字鳶井1025番6から 南国市東崎字三角田455番4まで	88	平成27年3月3日
---------------------------------------	----	-----------

公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成27年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成27年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 一級及び二級職種

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着

シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職種

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成27年6月3日（水）から同年9月8日（火）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	17,900円
造園	造園工事作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	

機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	
鉄工	製缶作業	
	構造物鉄工作業	
建築板金	内外装板金作業	
	ダクト板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
	仕上げ	治工具仕上げ作業
		金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業	
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	

電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
石材施工	石張り作業
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業

	ボード仕上げ工事作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
化学分析	化学分析作業	
表装	表具作業	
	壁装作業	
塗装	建築塗装作業	
	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
写真	肖像写真デジタル作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	14,900円
機械検査	機械検査作業	

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	11,900円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	

金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	9,900円

<p>エ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ平成27年5月27日（水）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。</p> <p>(2) 学科試験 ア 実施期日 検定職種ごとに次のとおりである。 (ア) 一級、二級及び単一等級職種</p>	
検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	平成27年8月23日（日）
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ 商品装飾展示	平成27年8月30日（日）
写真	平成27年9月2日（水）
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て	平成27年9月6日（日）

石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	
--	--

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 広告美術仕上げ 商品装飾展示 フラワー装飾	平成27年7月19日（日）
金属熱処理	平成27年8月23日

イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料
3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992-4（高知県立地域職業訓練センター内）高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒

の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間
平成27年4月6日（月）から同月17日（金）まで（郵送による場合は、平成27年4月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成27年10月2日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）に掲載する。
なお、三級職種のうち同年7月19日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月28日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付
一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

~~~~~

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成27年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。  
平成27年3月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 三級職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 手数料     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| さく井<br>鋳造<br>鍛造<br>機械加工<br>金属プレス加工<br>鉄工<br>建築板金<br>工場板金<br>めっき<br>アルミニウム陽極酸化処理<br>仕上げ<br>ダイカスト<br>電子機器組立て<br>電気機器組立て<br>プリント配線板製造<br>冷凍空調和機器施工<br>染色<br>ニット製品製造<br>紳士服製造<br>寝具製作<br>帆布製品製造<br>布はく縫製<br>家具製作<br>建具製作<br>紙器・段ボール箱製造<br>印刷<br>製本<br>プラスチック成形<br>強化プラスチック成形<br>石材施工<br>パン製造<br>ハム・ソーセージ・ベーコン製造<br>水産練り製品製造<br>建築大工<br>かわらぶき<br>とび<br>左官<br>タイル張り<br>配管<br>型枠施工<br>鉄筋施工<br>コンクリート圧送施工<br>防水施工 | 17,900円 |

|                                                            |         |
|------------------------------------------------------------|---------|
| 内装仕上げ施工<br>熱絶縁施工<br>サッシ施工<br>ウェルポイント施工<br>表装<br>塗装<br>工業包装 |         |
| 機械検査<br>婦人子供服製造                                            | 14,900円 |

- エ 問題の公表  
 実技試験の問題は、あらかじめ受験申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
- ア 実施期日  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
- イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料  
 3,100円
- 3 技能検定受験申請書の受付期間  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、随時受け付ける。
- 4 技能検定受験申請書の請求先及び提出先  
 高知市布師田3992-4（高知県立地域職業訓練センター内）  
 高知県職業能力開発協会  
 なお、技能検定受験申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受験申請書を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書すること。
- 5 合格者の発表等  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。  
 また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。
- 6 その他  
 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。  
 また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発

協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年3月3日
 高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 土佐市高岡町丙583番地1 マリバール1番館102
 近澤 竜也

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 土佐市用石字下東割2096番1、2097番1、2098番1、2099番1、2100番1及び2101番1並びに字五反切2006番1、2007番1、2008番1、2009番1、2010番1、2011番1、2012番1、2013番1、2013番2、2014番1、2015番1、2016番1、2017番1及び2018番1

2 認可年月日
 平成27年3月3日

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県当中山間地域総合整備事業に係る四万十窪川地区（土居換地区）の換地処分を平成27年2月16日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年3月3日  
 高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成27年3月3日
 高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域
 高知市、安芸市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡黒潮町及び大月町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

<p>(2) 期間 平成27年3月3日から平成28年3月20日まで</p> <p>2 森林病虫害等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。</p> <p>4 命令をしようとする理由 1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため</p> <p>5 その他必要な事項 (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。 (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。 (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。 (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。 (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。</p> <p>~~~~~</p> <p>森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。 平成27年3月3日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 区域及び期間 (1) 区域 土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。） (2) 期間 平成27年3月3日から同年7月31日まで</p> <p>2 森林病虫害等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。</p> <p>4 命令をしようとする理由 1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため</p> <p>5 その他必要な事項 (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。 (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。 (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。 (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。 (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。</p>	
---	---	--